

令和6年度 第1回

岡山県自立支援協議会 就労支援部会

会議資料

日時：令和6年10月31日（木）

場所：きらめきプラザ 706 会議室

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

岡山県内の就労継続支援A型・B型事業所における 令和5年度工賃・賃金実績状況

事業種別	事業所数	定員	R5年度平均 工賃・賃金 月額	R4年度平均 工賃・賃金 月額	対前年度 比 (R5/R4)	備 考
就労継続支援A型（雇用型）	119	2,277人	90,284円	86,789円	104.0%	
就労継続支援A型（非雇用型）	5	（100人）	38,101円	29,772円	128.0%	※旧算定方法による場合：R5 28,020円 （対前年比：94.1%）
就労継続支援B型	286	5,564人	19,456円	15,264円	127.5%	※旧算定方法による場合：R5 15,376円 （対前年比：100.7%）

●平均賃金月額の算定方法（就労継続支援A型（雇用型））

ア 対象年度に支払った賃金総額を算出
イ 対象年度における各月の賃金支払対象者の総数を算出
ウ ア÷イにより1人当たり平均賃金月額を算出
＜算式＞ 年間賃金支払総額 ÷ 各月の賃金支払対象者の総数

○県平均賃金月額の算定方法（就労継続支援A型（雇用型））

＜算式＞ 全事業所の年間賃金支払総額 ÷ 全事業所の各月の賃金支払対象者の総数

●平均工賃月額の算定方法（就労継続支援A型（非雇用型）・就労継続支援B型）

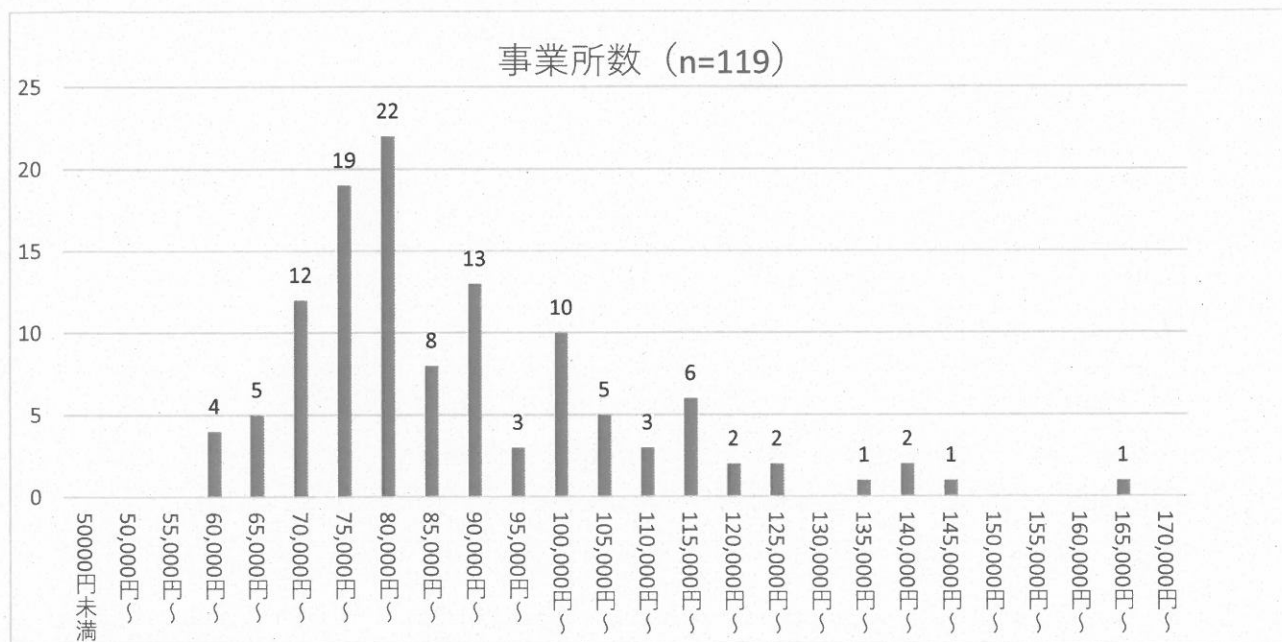
令和5年度以降	令和4年度以前
ア 対象年度における工賃支払総額を算出	ア 対象年度に支払った工賃総額を算出
イ 対象年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出	イ 対象年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
ウ ア÷イ÷年間開所月数により、1人当たり平均工賃月額を算出	ウ ア÷イにより、1人当たり平均工賃月額を算出
＜算式＞ 年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 年間開所月数	＜算式＞ 年間工賃支払総額 ÷ 各月の工賃支払対象者の総数

○県平均工賃月額の算定方法（就労継続支援A型（非雇用型）・就労継続支援B型）

令和5年度以降	令和4年度以前
＜算式＞ 全事業所の平均工賃月額の合計 ÷ 全事業所数	＜算式＞ 全事業所の年間工賃支払総額 ÷ 全事業所の各月の工賃支払対象者の総数

●令和5年度賃金実績状況（就労継続支援A型事業所（雇用型））

○賃金実績月額別の事業所数の分布



*平均値は、90,284円

*中央値は、84,217円

*最頻値は、80,000円以上85,000円未満で、22事業所

*70,000円未満が、9事業所で、全体の 7.6%

70,000円以上80,000円未満が、31事業所で、全体の 26.1%

80,000円以上90,000円未満が、30事業所で、全体の 25.2%

90,000円以上100,000円未満が、16事業所で、全体の 13.4%

100,000円以上が、33事業所で、全体の 27.7%

○賃金月額実績の年度別推移

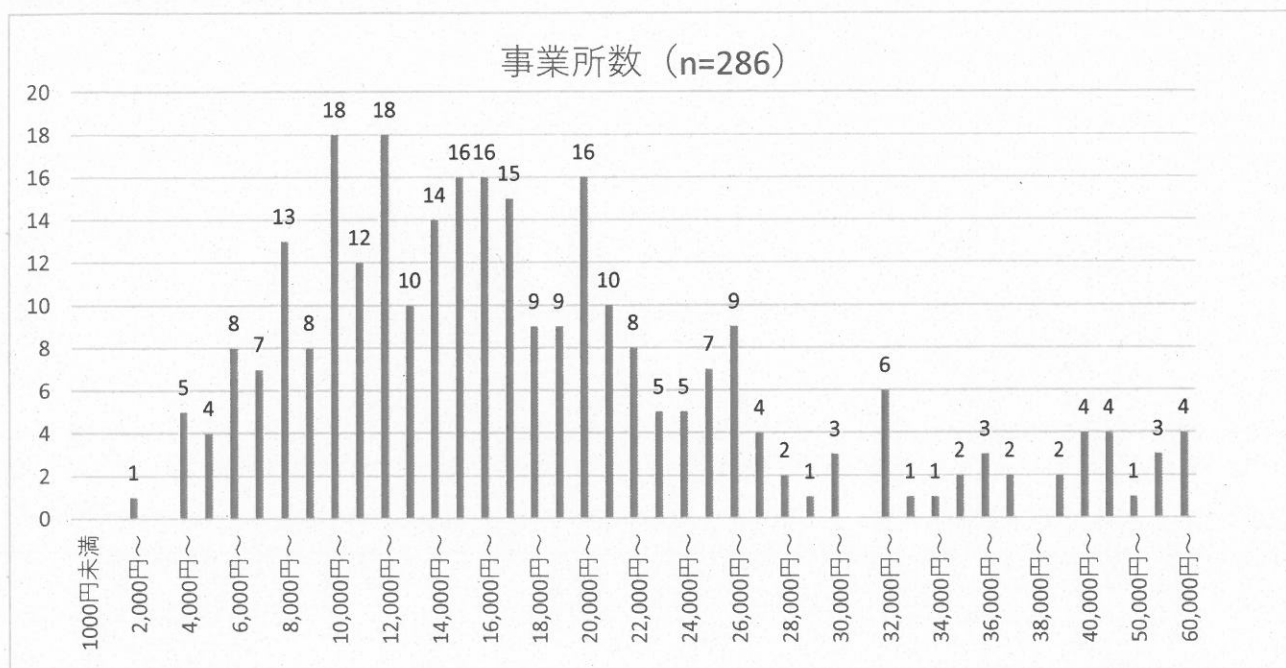


A型事業所は、平成28年度をピークに、事業所数、定員ともに減少傾向である中、賃金月額は、微増ながら上昇が継続しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
賃金月額 (円)	68,649	72,017	72,369	75,096	78,548	80,912	81,514	83,794	86,789	90,284
伸び率 (1年間)	2.35%	5.15%	0.49%	3.77%	4.60%	3.01%	0.74%	2.80%	3.57%	4.03%
伸び率 (3年間)	2.54%	9.06%	7.50%	9.39%	9.07%	11.80%	8.55%	6.68%	7.26%	10.76%
事業所数	126	143	163	154	141	137	130	125	121	119
定員合計 (人)	2,336	2,818	3,201	2,901	2,555	2,479	2,362	2,316	2,209	2,125

●令和5年度工賃実績状況（就労継続支援B型事業所）

○工賃実績月額別の事業所数の分布



* 平均値は、19,456円

* 中央値は、16,757円

* 最頻値は、10,000円以上11,000円未満と12,000円以上13,000円未満で、それぞれ18事業所

* 10,000円未満が、46事業所で、全体の 16.1%

10,000円以上20,000円未満が、137事業所で、全体の 47.9%

20,000円以上30,000円未満が、67事業所で、全体の 23.4%

30,000円以上40,000円未満が、20事業所で、全体の 7.0%

40,000円以上が、16事業所で、全体の 5.6%

○工賃月額実績の年度別推移



過去5年間で、B型事業所の事業所数は200から286へと43%増加し、定員も42%増加しました。

工賃月額は、令和2年度は減少しましたが、その後は上昇しています。令和5年度から算定方法が変更され、新算定方法では大幅な上昇となりました。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
										旧算定	新算定
工賃月額 (円)	12,873	13,254	13,691	14,160	14,741	14,913	14,643	14,805	15,264	15,376	19,456
伸び率 (1年間)	6.16%	2.96%	3.30%	3.43%	4.10%	1.17%	-1.81%	1.11%	3.10%	0.73%	27.50%
伸び率 (3年間)	16.21%	12.05%	12.91%	10.00%	11.22%	8.93%	3.41%	0.43%	2.35%	5.01%	32.9%
事業所数	160	166	175	187	200	215	223	242	271	286	
定員合計 (人)	3,331	3,470	3,663	3,958	4,217	4,533	4,707	5,096	5,564	6,004	

○工賃支払総額等の推移

年度	事業所数	工賃支払総額	工賃支払対象者人数 (※1)	平均工賃額 (※2)
平成29年度	187	624,590,159円	3,676人/月	185円
			44,111人	14,160円
平成30年度	200	686,687,132円	3,882人/月	194円
			46,582人	14,741円
令和元年度	215	733,439,310円	4,098人/月	198円
			49,180人	14,913円
令和2年度	222	740,829,793円	4,216人/月	196円
			50,593人	14,643円
令和3年度	242	787,939,829円	4,435人/月	201円
			53,220人	14,805円
令和4年度	271	867,207,572円	4,735人/月	214円
			56,815人	15,264円
令和5年度	286	957,338,356円	5,189人/月	19,456円
			62,263人	15,376円

(※1) 工賃支払対象者人数 上段：1月当たりの工賃支払対象者人数 下段：工賃支払対象者延人数

(※2) 平均工賃額 (令和4年度まで) 上段：平均工賃時間額、下段：平均工賃月額(旧方式)
(令和5年度) 上段：平均工賃月額(新方式)、下段：平均工賃月額(旧方式)

○県における障害者就労支援施設等からの物品等の調達実績

令和5(2023)年度調達実績

種類		件数	金額
役務		219件	13,037千円
	印刷	77件	5,369千円
	クリーニング	76件	1,054千円
	清掃・施設管理	12件	2,447千円
	情報処理・テープ起こし	11件	254千円
	飲食店等の運営	件	
	その他の役務	43件	3,913千円
物品		72件	6,494千円
	事務用品・書籍	32件	578千円
	食料品・飲料	12件	347千円
	小物雑貨	21件	4,211千円
	その他の物品	7件	1,358千円
合計		291件	19,531千円

過去7年間の推移

年度	件数	金額
平成29年度	347件	18,731千円
平成30年度	324件	20,127千円
令和元年度	377件	24,254千円
令和2年度	251件	25,777千円
令和3年度	304件	31,082千円
令和4年度	283件	25,647千円
令和5年度	291件	19,531千円

○福祉施設から一般就労への移行者数

令和 5 (2023) 年度移行者数実績

就労移行支援	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	移行者数計
222人	116人	61人	2人	0人	14人	415人

過去 10 年間の推移

年度	移行者数	H24年度からの増加割合
平成24年度	99人	—
平成25年度	124人	1.3倍
平成26年度	150人	1.5倍
平成27年度	199人	2.0倍
平成28年度	180人	1.8倍
平成29年度	310人	3.1倍
平成30年度	411人	4.1倍
令和元年度	350人	3.5倍
令和2年度	324人	3.3倍
令和3年度	357人	3.6倍
令和4年度	412人	4.2倍
令和5年度	415人	4.2倍

※福祉施設から一般就労への移行者数については、令和5年度は平成24年度の移行者数の約4.2倍と大幅に増加しています。

※移行者数の数値把握について

- ・平成24年度～27年度は「就労移行等実態調査」の報告数値（国調査）
- ・平成28年度は市町村、平成29年度以降は事業所からの報告数値（県調査）

「第5期岡山県工賃向上計画」について

県では、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るため、平成24年度から令和5年度まで3年ごとに工賃向上計画を策定し、各種取組を推進してきたところであり、継続的・計画的な取組が重要であることから、引き続き、第5期計画を策定し、総合的な支援に取り組む。

1 計画の性格

「第5期岡山県障害者計画」における雇用・就業、経済的自立の支援についての具体的な方策を定めたものであり、また、国が令和6年3月に策定した『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に即した県計画と位置付ける。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

3 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

4 工賃の現状と目標

(1) 工賃の現状

第4期計画における平均工賃月額の実績は、令和3年度が14,805円、令和4年度が15,264円、令和5年度は15,376円と前年より増加したものの、目標工賃を達成することはできなかった。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標工賃	15,000 円	15,700 円	16,500 円
実 績	14,805 円	15,264 円	15,376 円 (旧算定方法)
前年対比	101.1%	103.1%	100.7%

※ なお、令和5年度から、国の示す平均工賃の算定方法が変更され、新算定方法では、同年度の実績は19,456円となる。

(2) 目標工賃の設定

令和5年度の平均工賃月額（新算定方法）を基準に、各事業所が策定した工賃向上計画における目標工賃の伸び率を踏まえ、各年度4%程度の向上を目指すものとして、次のとおり設定する。

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標工賃	20,200 円	21,000 円	21,800 円

5 工賃向上のための具体的取組

- (1) 対象事業所への支援の取組
 - ・ 工賃向上に向けた研修実施、県セルフセンター等を活用した技術向上支援
 - ・ 事業所が提供する商品等についてパンフレットやSNS等による情報提供
- (2) 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達
 - ・ 全庁での優先調達の推進
- (3) 共同受注の推進
 - ・ 県セルフセンター等の共同受注窓口を活用した共同受注の推進
 - ・ 官公庁や企業等での事業所の商品（パン、菓子等）の販売拡大 等
- (4) 農福連携等の推進
 - ・ 県農福連携サポートセンターによる福祉と農業者のマッチング支援
 - ・ 農福連携マルシェの開催、農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上等
- (5) 関係機関等との連携、ネットワークの構築
 - ・ 民間企業等との連携
 - ・ 各地域の自立支援協議会等のネットワークを活用した事業所間連携の取組支援
- (6) 市町村における取組への協力依頼
 - ・ 市町村への働きかけ等

（参考）国による平均工賃月額の見直し

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、令和5年度実績から平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。

【従来算定方法】

- ア 各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ 年間工賃支払総額を算出
ウ 以下により1人当たり平均工賃月額を算出

$$\text{年間工賃支払総額（イ）} \div \text{工賃支払対象者の総数（ア）}$$

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【新算定方法】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、従来算定方法における除外要件は廃止

令和6(2024)年度 県における主な障害者雇用対策

R6.9.26 岡山県労働雇用政策課

1 障害者雇用の普及・啓発

(1) 雇用の場の確保に向けた要請行動

知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動や3者連名による県内事業主に対する要請文の発出により、障害のある人の雇用の場の確保や法定雇用率達成企業数の拡大を働きかけるとともに、法定雇用率制度の周知・啓発を図る。

《R5(2023)年度》 6/7

(2) 普及・啓発

優秀勤労障害者や障害者雇用優良事業所の表彰、セミナー等を行う「障害者ワークフェア・インおかやま」を開催し、障害のある人の適性や能力に応じて就業の場が確保され、雇用の安定が図られる社会の実現に向けた普及・啓発を図る。

《R5(2023)年度》 10/31 (ピュアリティまきび) 参加者 86名

(表彰) 知事：個人 4名、事業所 2社 部長：個人 7名、事業所 5社

2 障害のある人の雇用・就業の促進

(1) 障害者就職準備講習会・就職面接会の共同開催

①就職準備講習会

岡山労働局（ハローワーク）と連携して特別支援学校高等部の生徒（1・2年生）に対して、就労の意義と職業人としての心構え等必要な知識を身につけることを目的として、企業訪問による職業講話聴講や職場見学会を実施し、職業的に自立する意欲を高める。

《R5(2023)年度》 9/22 岡山南支援学校、10/24 岡山西支援学校

②就職面接会

岡山労働局（ハローワーク）と連携して求職中の障害のある人に対して、障害のある人の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害者雇用の促進を図る。

《R5(2023)年度》 県下10ハローワークで開催

参加企業 80社、参加求職者 206人、就職件数 53人 (R6.3.31現在)

(2) 障害者就業・生活支援センター

①指定（障害者の雇用の促進に関する法律 第27条）

就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、国が委託設置する「障害者就業・生活支援センター」の指定を行う。

備前圏域：社会福祉法人旭川荘	(H14(2002). 5. 7指定)
倉敷・井笠圏域：社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	(H16(2004). 7. 1指定)
津山・勝英圏域：社会福祉法人津山社会福祉事業会	(H19(2007). 4. 1指定)
高梁・新見圏域：社会福祉法人旭川荘	(H28(2016). 7. 1指定)

《R5(2023)年度》 ※就職件数にA型事業所を含まず。 (R6.3.31現在)

備 前	登録者	947名、就職件数	76件
倉敷・井笠	登録者	806名、就職件数	97件
津山・勝英	登録者	765名、就職件数	71件
高梁・新見	登録者	192名、就職件数	20件
計		2,710名	264件

②岡山県障害者就業・生活支援センター事業

上記①のうち、備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害ある人の要望にきめ細かに対応できるよう支援体制の充実を図ることを目的とする。なお、就業支援部分は労働雇用政策課、生活支援部分は障害福祉課が所掌している。

(3)手話相談員

耳の不自由な人に対する職業相談を円滑に実施するため、岡山、倉敷中央、津山のハローワークに各1名ずつ配置。各ハローワークで年間12日（倉敷中央は18日）。

(4)障害者雇用促進アドバイザー派遣

障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、障害者雇用の促進を図る。委嘱者は7名。

《R5(2023)年度》 相談・派遣 1件

(5)障害者雇用促進会議（セミナー）

法定雇用率を達成していない企業を対象にしたセミナーを岡山労働局（ハローワーク）と共催

《R5(2023)年度》 9/26（ピュアリティまきび） 参加企業数 15社

(6)障害者委託訓練

高等技術専門学校が窓口になり、企業、社会福祉法人等、地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施することにより、障害者の就職促進を図る。

また、早期訓練コースとして、就職を希望しているが就職先が内定していない特別支援学校高等部等3年生を対象とした訓練を実施しており、教育・福祉から一般就労への切れ目のない就職支援を行っている。

《R5(2023)年度》 応募者2名（修了者 2名）

県内の就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ（概況）

県内の障害者総数 約107千人中、18歳～64歳の人数 約45千人

【内訳】身体68千人、知的20千人、精神19千人 ※難病のある人等は含まない。

うち18～64歳の人数（身体 約16千人、知的 約14千人、精神 約15千人）

一般就労への
移行の現状

①就労系障害福祉サービスからの一般就労移行者数

R5:415人(H29年度の約1.3倍)

②特別支援学校卒業生のうち約25%が一般就労へ移行(R4は約24%)

障害福祉サービス（就労系）

<約8,700人>

・就労移行支援	40事業所	543人
・就労継続支援A型	122事業所	2,331人
・就労継続支援B型	299事業所	5,565人
・就労定着支援	31事業所	257人

【出典】国保連データ、県障害福祉課調査 等 (R6年4月)

特別支援学校

卒業生 346人 (R6年3月卒)

就労系障害福祉サービスから一般就
労への移行者数

310人／H29	411人／H30
350人／R元	324人／R2
357人／R3	412人／R4
415人／R5	

※H29年度の1.3倍

就 職

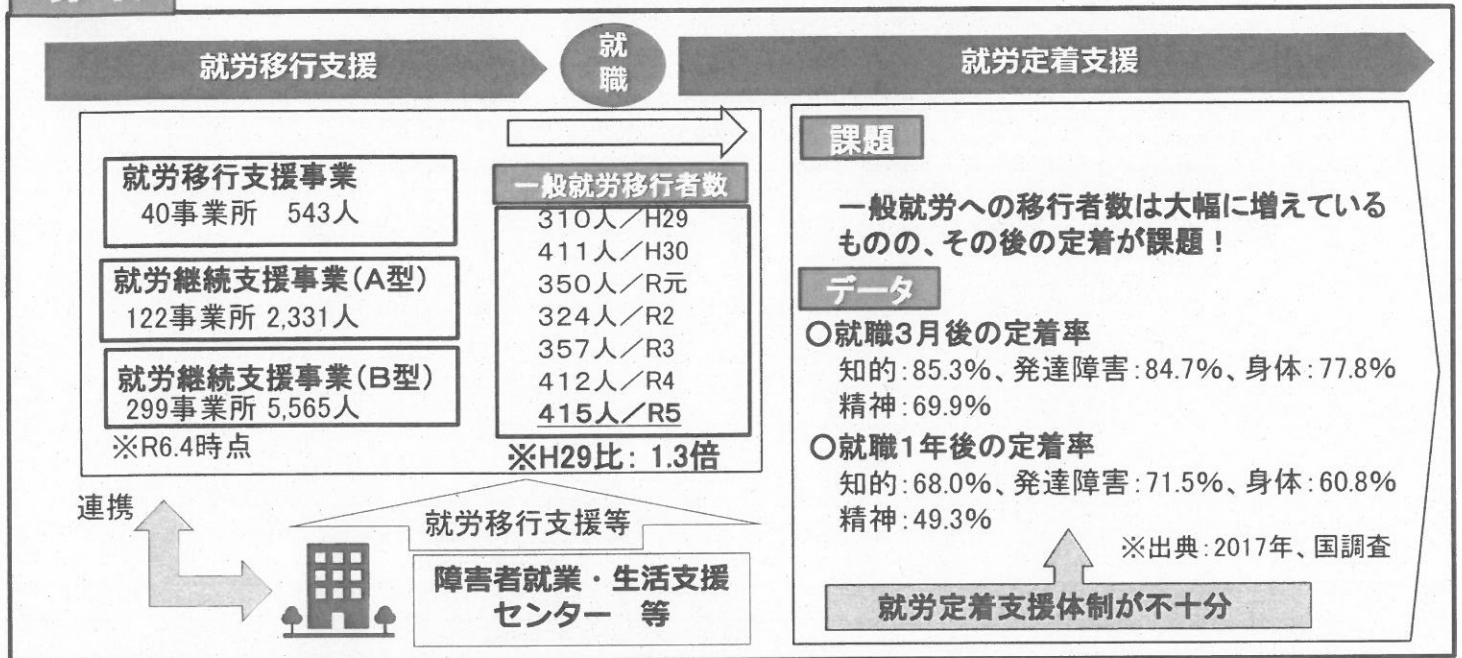
118人 (A型除く)／H29
131人 (A型除く)／H30
122人 (A型除く)／R元
108人 (A型除く)／R2
97人 (A型除く)／R3
76人 (A型除く)／R4
85人 (A型除く)／R5

企 業 等

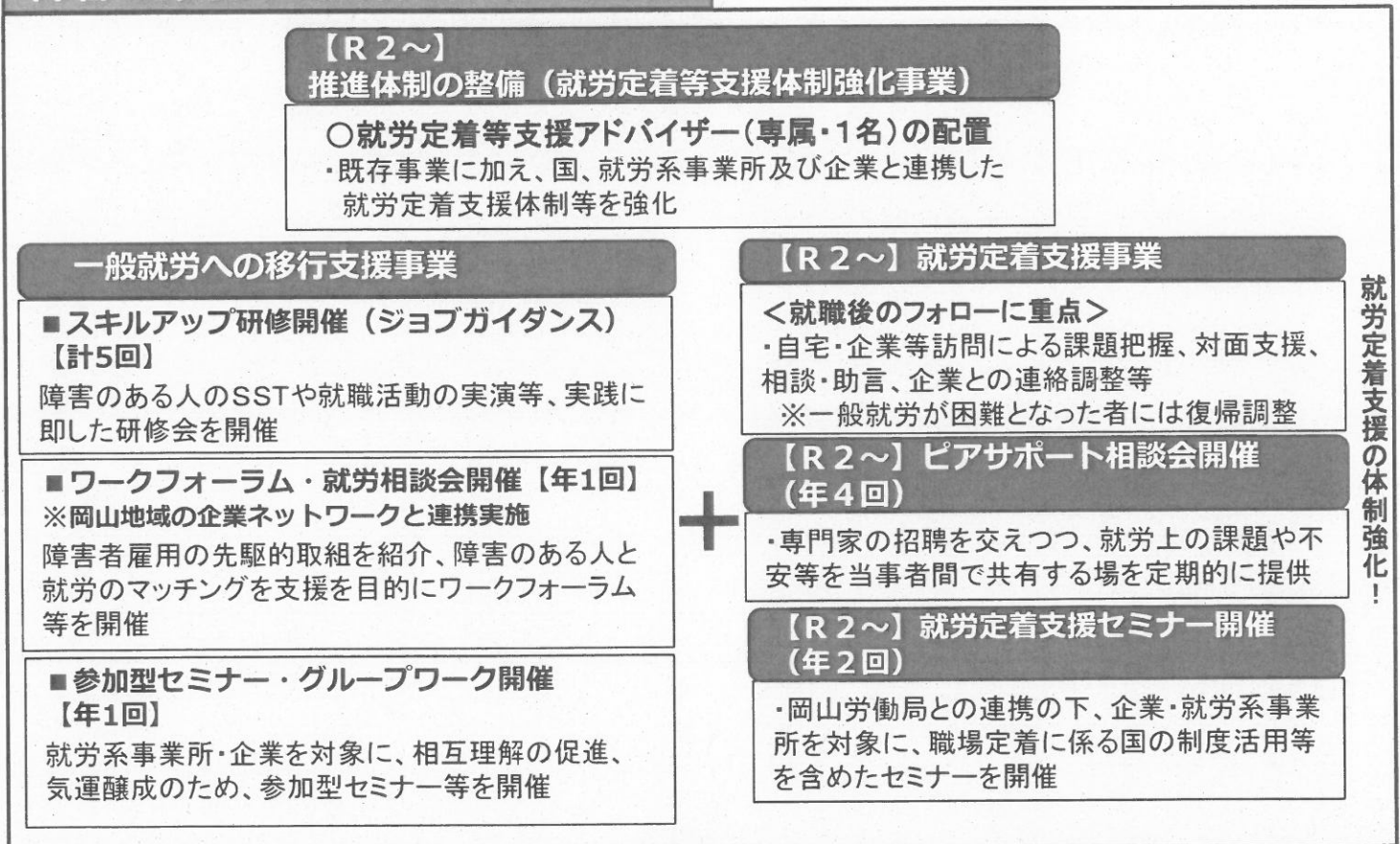
卒業・就職

障害のある人の就労定着等支援事業

現 状



障害のある人の就労定着等支援事業



【効果】

- 従前の障害のある人の「就労支援」に加え、本県独自の「就労定着」に軸足を置き取り組むことで、これまでの取組の成果を維持・拡大
 - 障害のある人の就労支援を通じた地域での自立・社会参加の促進
 - 個性と能力の発揮、生きがい創出 (多様な人材の活躍・共生社会の実現に寄与)
 - 社会保障費 (自立支援給付費) の抑制

就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が資金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	－20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

1

就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所を更に評価 ↑ 単価 ↑	基本報酬	加算
4.5万円以上		837単位/日	
3.5万円以上4.5万円未満		805単位/日	
3万円以上3.5万円未満		758単位/日	
2.5万円以上3万円未満		738単位/日	
2万円以上2.5万円未満		726単位/日	
1.5万円以上2万円未満		703単位/日	
1万円以上1.5万円未満		673単位/日	
1万円未満	↓ 単価 ↓	590単位/日	

【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5:1	従業員配置 6:1（新設）
定員 20人以下の場合 基本報酬	定員 20人以下の場合 基本報酬
【現行】 556単位/日	【現行】 556単位/日
【見直し後】 530単位/日	【見直し後】 530単位/日
20人以上の場合 基本報酬	20人以上の場合 基本報酬
584単位/日	584単位/日
+ ピアサポート実施加算（現行） 100単位/月	
地域協働加算（現行） 30単位/日	
重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日	
【短時間利用減算】（新設）所定単位数の70%算定	
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）	

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2

就労継続支援A型 報酬改定の詳細

生産活動収支とスコア得点

	生産活動収支の結果	スコア得点
①	3年連続黒字	60点
②	前前年度、前年度黒字	50点
③	前年度黒字	40点
④	前年度赤字	20点
⑤	前前年度、前年度赤字	-10点
⑥	3年連続赤字	-20点

県所管の事業所の状況

年度	経営状況の確認		経営改善計画の作成	
	対象事業所	対象外事業所	必要なし	必要あり
	(既存事業所)	(休廃止又は 指定後6月未満)	(基準を満たす)	(基準を 満たさない)
2021	37	1	16	21
2022	35	2	20	15
2023	32	5	26	6

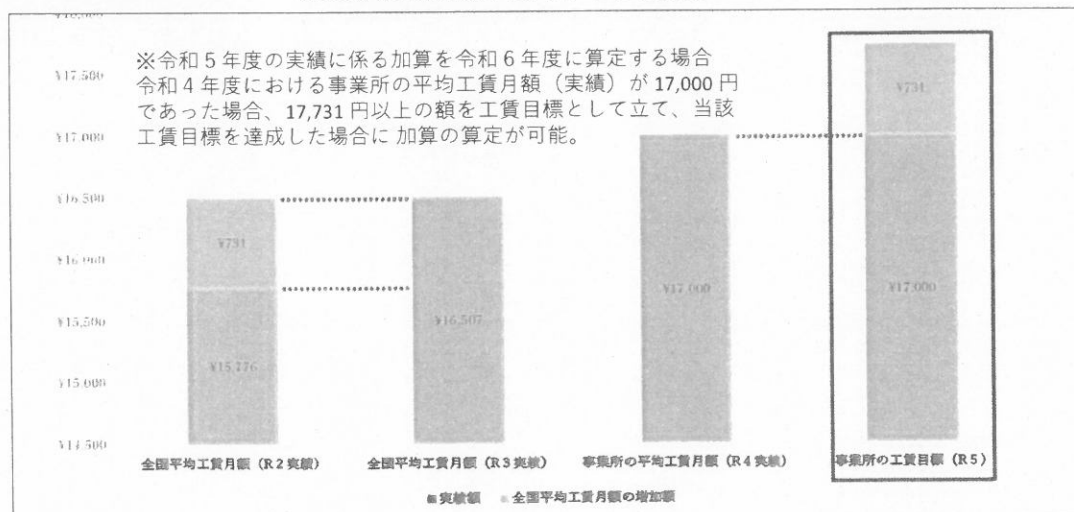
就労継続支援B型 報酬改定の詳細

目標工賃達成加算の概要

工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した事業所の平均工賃月額が下記を満たす場合

$$\text{平均工賃月額} \geq \text{前年度の平均工賃月額※} + \left(\text{前々年度の全国平均工賃月額} - \text{前々々年度の全国平均工賃月額} \right) \times \text{差額※}$$

(当該額が目標年度の前年度における当該事業所における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該事業所等における平均工賃月額)



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び既に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

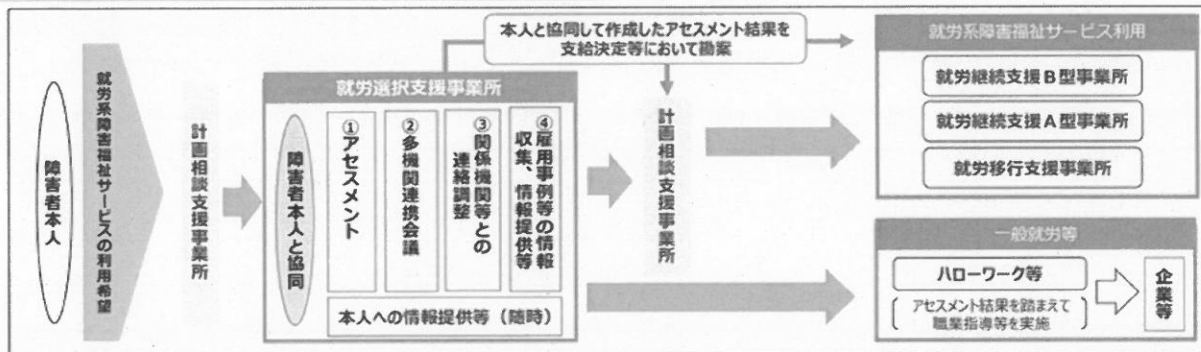
正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



1

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15:1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。



2

令和6年度 農福連携人財育成事業

農産課担い手育成班

1 事業目的

社会福祉法人のほか、就労継続支援A型事業所やB型事業所における障害のある人に対して、農業の新たな担い手や貴重な働き手となるよう支援することで、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、障害のある人の農業分野での活躍の場を創出する。

2 事業内容

(1) 農福連携技術支援者の育成

ア 農福連携技術支援者育成研修（農業版ジョブコーチ育成研修）の開催

農業者が障害者を受け入れる際に農業現場において関係者に実務的なアドバイスを行う「農福連携技術支援者（農水省認定）」を育成する。

受講者：農福連携の支援に関わっている者、関わろうとする者

内容：障害者への接し方、農業現場における障害者就労の実践的アドバイス
農業技術、作物の栽培特性や障害特性を踏まえた作業アドバイス

実施時期：座学(eラーニング)11～12月、実地研修12月4、9～11日

イ 農福連携技術支援者交流会の開催

農福連携技術支援者間での交流を深めるとともに、活動事例を共有し、活動の幅の広がりや資質向上を支援する。

開催時期：2月(予定)

(2) 農福連携スタートアップの支援

ア 農福連携の導入支援

実際に農家や現場での農福連携の取り組みを支援するとともに、農福連携事例集を作成し、導入事例を紹介してスタートアップを支援する。

農福連携取組事例集(Ver. 5)の作成

イ 三徳園農福連携導入支援事業

三徳園に農福連携栽培ほ場を設置し、作業の細分化・手法等の検討を行う。

検討内容：イチゴ、ブドウの栽培管理における作業の洗出し、作業内容の検討等

作業分担：作業療法士、三徳園、サポートセンター、県が役割分担して検討

ウ 農福連携スタートアップのマニュアル作成

農福連携事例調査を通じて、作業の細分化、難易度評価、作業割当の手法等についてマニュアルを作成し、農福連携をスムーズにスタートできるよう支援する。

動画作成：イチゴ、ブドウの栽培管理における作業手順の動画を作成

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

概要

農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上や農業の支え手不足の解消等を図るため、岡山県農福連携サポートセンターを核に、各地域の農福連携の取組を支援していく。

令和6年度からは、農業との連携に取り組む福祉事業所の掘りおこしを行うとともに、新たに水産業との連携に着手するなど、農福連携サポートセンターの機能強化を図る。

実施体制

■名称 岡山県農福連携サポートセンター

■場所 岡山県セルプセンター内（岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階）

■開設日 平成30（2018）年11月5日

■開所日 平日10時～17時（土日祝日は閉所）

■スタッフ配置

所長（農福連携推進員）1名、農福連携アドバイザー等5名、その他4名

※アンダーラインは農福連携専任スタッフ

R6～ 水産業担当を新たに配置

○農福連携推進員

販路開拓や施設外就労のマッチング
支援の調整・仲介役等を実施

○農福連携アドバイザー等

農業（水産業を含む）に取り組む福祉事業所
への技術指導・助言等を実施

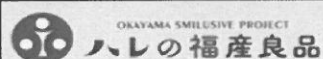
岡山県農福連携サポートセンター<H30～>

①農業に係る施設外就労のマッチング支援

就労継続支援B型事業所等を対象に、農業生産者と福祉事業所のニーズを
マッチング 【R5実績】請負件数122件 人数3,276人 請負額7,894千円

②農産品の販路開拓や農作業の受注拡大

③本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上



【ブランドコンセプト】

障害のある方々や福祉に携わる人々が生産する商品に、
たくさんの福を産んでほしいとの願いから「福産」と、
それらの商品の品質が大変良いことを表したく「良品」
と名付けました。



【R6年度～】

農業分野を幅広く捉え、
新たに水産業との連携に着手

水産業に係る施設外就労の
共同受注窓口の構築やマッチング
支援、実践体験会・研修会開催、
水産業との連携に取り組む
福祉事業所の支援・相談対応

④農業に係る営農技術の指導・助言

農業の専門家（農福連携アドバイザー）を派遣

⑤農福連携実践体験会・研修会、スタディツアーの開催

⑥その他農福連携に取り組む福祉事業所等への支援、相談等への対応

農福連携マルシェの開催<H28～>

農業（水産業を含む）に取り組む福祉事業所の
農産品・農産加工品の魅力発信や販路拡大を
図るため、展示即売会を開催

【R5実績】

10月28～29日（岡山市 下石井公園で開催）



農福連携指導者養成農業研修コース実施<H31～>

農業と福祉をつなぐ身近な人材の育成を通じ、
福祉事業所での農福連携の主体的な取組を支援

- ・対象者 福祉事業所支援員等
- ・会場 三徳園（県立青少年農林文化センター）
- ・期間 5月～2月 ※年間15回程度開催

